

成田コスモ保育園運営事業者の施設整備費等補助金不正受給について（続報）

令和5年第二回区議会定例会でご報告した、区内で認可保育所3所（うち1所は分園）を運営する「株式会社コスモズ（以下、「コスモズ」という。）」が成田コスモ保育園（平成29年4月開設）の園舎建設工事に係る施設整備費等補助金を不正に受給していた事案について、以下のとおり、区の対応状況を報告します。

1 対応状況について

令和5年8月までに、コスモズから提出された各報告書の内容を精査するとともに、追加資料の提出、対面での説明を通じて、補助金の返還額を算出した。その後、都に対して、保育所緊急整備事業補助要綱及び待機児童解消区市町村支援事業補助要綱（都補助要綱）に基づく補助金の返還を要するため、区が算出した返還額の確認を依頼し、9月15日に了承した旨の回答を得た。

2 返還額について

下表のとおり、改めて正当な補助額を233,262,000円（F）と算出した。平成28年度に支払った補助額246,961,000円（B）との差額である13,699,000円（G）を返還額とした。

【返還額の精査】

平成28年度 申請時	補助対象経費（申請額）	A	263,425,971円
	補助額（※1）	B	246,961,000円
不正発覚後の 再精査	補助対象経費（申請額）	C (A-(D+E))	248,813,363円
	対象外経費（※2）	D	▲14,242,308円
	設計費減額分（※3）	E	▲370,300円
	補助額（※1）	F	233,262,000円
返還額	G (B-F)	13,699,000円	

※1 補助対象経費の15/16（千円未満切捨）が補助額

※2 園舎建設工事に係る施設整備費等補助金については、国の定めにより、原則、外構費は対象外経費となるが、門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路の整備等、建物と一体となる部分については対象経費となることから、不正に請求された外構費、防音フェンス工事費45,637千円について、対象経費（C）と対象外経費（D）とに振分け

※3 設計費については、本体工事費の2.6%が補助上限額と定められているため、再精査した補助対象経費を基に再計算し、平成28年度補助対象設計費との差額を減額

3 今後の対応

- 本報告後、速やかに、杉並区私立保育所施設整備等補助金交付要綱に基づき、コスモズへ返還を請求する。
- また、返還日が確定し次第、補助金受領日の翌日（平成29年4月21日）から返還日までの期間に対し、法定利率（5%）に基づく利息を請求する。
- なお、返還請求とは別に、不正受給に至った経緯等に関する原因究明は継続する。